

令和元年度(2019年度) 建設コストの計画と実績

債務引受限度額と会社から引き受けた債務との対比を下記に示します。
 令和元年度に完了した事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、現地状況に合わせた工法の見直し、地元・関係機関等との協議による見直し、工事数量等の確定(精算)によるものです。
 令和元年度に完了しなかった事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、新設・改築事業では附帯工事等の工事が令和2年度以降に残ったこと、利便増進事業(スマートIC)が令和2年度以降計画的に実施されること、修繕事業や特定更新等工事では工事発注の見直し等で機構への帰属を令和2年度以降としたこと、災害復旧事業では過去の実績をもとに、料金徴収期間満了までに必要となる額が債務引受限度額として計上されていることによるものです。

[単位:百万円(消費税込み)]

	道路名(区間名)	債務引受限度額(計画)(A)	債務引受額(実績)			(D)-(A)	債務引受限度額と債務引受額の差についてのコメント
			平成30年度まで(B)	令和元年度(C)	計(D)=(B)+(C)		
中日本高速道路	第二東海自動車道横浜名古屋線 厚木南IC～伊勢原大山IC新設事業	247,181	114,027	79,249	193,277	△ 53,903	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、伊勢原JCT～伊勢原大山IC間供用に要した費用。
	中部横断自動車道 新清水JCT～富沢IC新設事業	186,011	159,934	306	160,241	△ 25,769	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、残事業の一部完了に要した費用。
	近畿自動車道名古屋神戸線 菟野IC～亀山西JCT新設事業	207,814	163,255	22,591	185,846	△ 21,967	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、亀山西JCT供用に要した費用。
	第一東海自動車道 海老名南JCT～海老名JCT改築事業	29,365	27,654	1,181	28,836	△ 528	・差額は、工事数量の確定等による減。
	第一東海自動車道 海老名JCT～海老名IC改築事業	41,373	38,270	2,569	40,840	△ 532	・差額は、工事数量の確定等による減。
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道) 茅ヶ崎JCT～海老名南JCT新設事業	23,919	19,208	1,436	20,645	△ 3,273	・差額は、工事数量の確定等による減。
	中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速 道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)	68,272	41,298	6,396	47,694	△ 20,577	・差額は、施工中のスマートICに要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、1箇所の供用及び3箇所の本完了に要した費用。
	東北自動車道 白鳥IC～飛騨清見IC改築事業	114,942	99,456	12,045	111,501	△ 3,440	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、4車線化に要した費用。
	一般国道475号(東海環状自動車道) 関広見IC～大野神戸IC新設事業	147,416	0	15,454	15,454	△ 131,961	・差額は、山県IC～大野神戸IC間の工事等に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、関広見IC～山県IC、大野神戸IC～大垣西IC間供用に要した費用。
	第一東海自動車道 横浜青葉JCT改築事業	523	0	466	466	△ 56	・差額は、工事数量の確定等による減。 ・令和元年度の債務引受額は、横浜青葉JCT供用に要した費用。
	第一東海自動車道 足柄スマートIC改築事業	1,577	1,185	329	1,514	△ 62	・差額は、工事数量の確定等による減。
	第一東海自動車道 駒門スマートIC改築事業	1,059	0	978	978	△ 80	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、駒門スマートIC供用に要した費用。
	第一東海自動車道 豊橋PA(下り線)改築事業	2,088	0	1,796	1,796	△ 291	・差額は、付帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和元年度の債務引受額は、豊橋PA(下り線)供用に要した費用。
	中央自動車道富士吉田線等 令和元年度修繕事業	134,765	—	87,750	87,750	△ 47,014	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。
	中央自動車道富士吉田線等 災害復旧事業	82,639	20,939	2,042	22,982	△ 59,656	・差額は、令和元年度以降の災害対応に要する費用。
	中央自動車道富士吉田線等 令和元年度特定更新等工事	195,542	—	51,830	51,830	△ 143,711	・差額は、特定更新等工事計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。
	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路)) 令和元年度修繕事業	1,241	—	959	959	△ 281	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。

注1) 令和元年度(2019年度)に債務引受けを行ったものについて、継続中事業を含めすべて記載している。なお、□は、令和元年度に完了している新設・改築事業である。

注2) 端数処理の関係上、計が含まないことがある。

注3) 修繕事業に関する債務引受限度額(計画)は、令和元年度までの債務引受限度額(計画)の累計から、平成30年度までの債務引受額(実績)を控除している額である。

注4) 特定更新等工事に関する債務引受限度額(計画)は、令和元年度までの債務引受限度額(計画)の累計から、平成30年度までの債務引受額(実績)を控除している額である。